

1 保育園とは

保護者が就労・疾病・病人の看護等により児童を家庭において保育できない場合、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。保護者が「3 保育を必要とする事由」に当てはまると認められる場合に限り入園できます。このため、「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」という理由では入園できません。

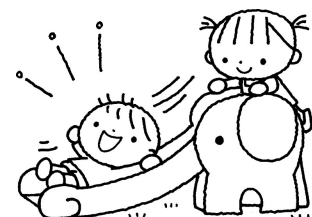
2 申込みについて

入所を希望される月の締切日までに、児童福祉課の窓口で直接お申込みください。

※特別な事情がある方は、児童福祉課までご相談ください。

入所希望日	申請締切日
4月1日	3月15日
5月1日	4月15日
6月1日	5月15日
7月1日	6月15日
8月1日	7月15日
9月1日	8月15日
10月1日	9月15日
11月1日	10月15日
12月1日	11月15日
1月1日	12月15日
2月1日	1月15日
3月1日	2月15日

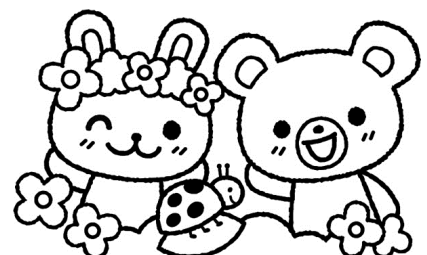
※ 原則として月の初日からの入園とする。



3 保育を必要とする事由

- (1) 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- (2) 母親の妊娠・出産（出産予定日の前後おおむね2ヶ月間）
- (3) 保護者の疾病・障害
- (4) 同居親族等の疾病の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動、就学、虐待やDVのおそれなど
- (7) その他

就労とは、1ヶ月**64時間**以上働いている状態のことです。（例 1日4時間以上、1ヶ月16日以上）
基準以下ですと、保育園入園はできません。



4 保育の必要性の認定について

保育園へ入園するためには、下記認定区分にて「2号認定」もしくは「3号認定」に該当する必要があります。

1号認定	お子さんが満3歳以上で、就学前である場合（2号認定を除く）	【利用先】幼稚園・認定こども園
2号認定	お子さんが満3歳以上で、保育を必要とする場合	【利用先】保育所・認定こども園
3号認定	お子さんが満3歳未満で、保育を必要とする場合	【利用先】保育所・認定こども園

支給認定区分表

支給認定区分	対象となる児童			利用できる施設
	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	
1号認定（教育標準時間認定）	満3歳以上	なし	教育標準時間	新制度に移行する幼稚園 認定こども園
2号認定（保育認定）		あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
3号認定（保育認定）	満3歳未満			

※認定証の期限は、満3歳に達する日の前日（誕生日の前々日）となります。

※3歳年齢到達による認定証の3号から2号への切り替えについては、自動切替えとさせていただきます。

保育の必要量（利用時間）

保護者の就労時間等によって、施設を利用できる時間が2種類に区分されます。（2号・3号認定）

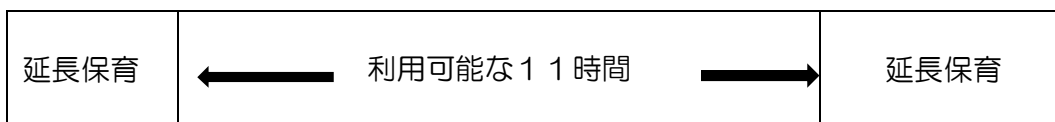
保育標準時間・フルタイム就労（月120時間以上）を想定した利用時間

保育時間：最長1日11時間の施設利用

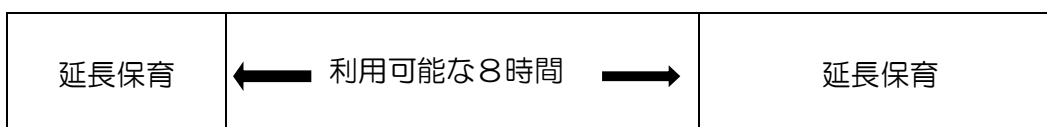
保育短時間・・・パートタイム就労等（月64時間以上120時間未満）、短い就労時間を想定した利用時間

保育時間：最長1日8時間の施設利用

保育標準時間（開所時間内の11時間）



保育短時間（8時～16時で設定）



- ・開所時間および延長保育の時間は各施設によって異なります。
- ・保育料のほか、園によって延長保育料の徴収があることがあります。

※教育標準時間（1号認定）…1日4時間を標準として学則等により各施設で定める時間の利用

5 保育園の入園に必要な書類

(1) 保育を必要とすることを証明する書類

提出対象者：父・母

※証明書の用紙は入園申込の時にお渡しします。



保育を必要とする事由			必要な証明書	
就 労	家庭外 労働	常勤・パート	就労等証明書 (直近3ヶ月の実績・見込) 見込が取れない職場の場合は、入園する月の直近3ヶ月の実績で構いません。	雇用主の証明
		農業		民生児童委員の証明
	家庭内 労働	自営業		事業主の証明
		内職		内職委託者の証明
母親の出産 (出産予定日の前後 おおむね 2ヶ月間)			出産予定日がわかる書類(母子手帳の写し等)	
保護者の 疾病・障害		入院・通院	医師の診断書(原本、治癒期間の入ったもの)	
		障害者	身体障害者手帳又は療育手帳の写し (等級と氏名が記載されているところ)	
同居親族等の疾病の 介護・看護			疾病者の診断書(原本)と、本人又は介護者記入の申立書	
			身体障害者手帳(写し)と、本人又は介護者記入の申立書	
災害復旧			災害証明書	
求職活動			申立書(入園後2ヶ月以内に就労先を探し、就労等証明書をご提出いただきます)	
就学			在学証明書	

就労等証明書の証明月について

例) 9月入園の場合(提出期限8月15日)

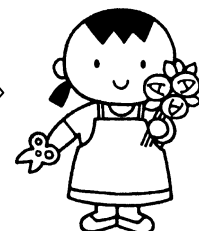
6・7・8月分の就労状況がわかる証明書の提出が必要です。(6・7月分が実績、8月分のみ見込)

※見込みがとれない職場の場合は、5・6・7月分の就労状況の証明を受けて下さい。

※ 育児休業取得中の保護者が家庭にいる場合は、家庭で保育ができない状態ではないため、新規入園はできません。(仕事復帰の場合は復帰する月から3か月の見込みの就労等証明書が必要)

※ 農業については、家庭菜園とみなされる場合は入園できません。

★ 家庭外・内労働をしているとは、
1ヶ月64時間以上働いていることをいいます。
基準を満たす就労証明書の提出が必要です。



(2) 市(町・村)県民税の課税証明書(父・母の分が必要)

愛西市に住所の有・無 入園月	平成29年1月1日無し 及び 平成30年1月1日無し	平成29年1月1日無し 及び 平成30年1月1日有り
平成30年度4~8月	○平成29年度(平成28年分) ○平成30年度(平成29年分)	○平成29年度(平成28年分)
平成30年度9~3月	○平成30年度(平成29年分)	—

※平成29年度(平成28年分)は、平成29年1月1日現在、住民票のあった市区町村の税務課等で発行したものを提出してください。

※平成30年度(平成29年分)は、平成30年1月1日現在、住民票のあった市区町村の税務課等で発行したものを提出してください。(平成30年6月以降発行)

※配偶者控除等を受けられているなどで市町村民税が非課税の方は、市町村民税非課税証明書を提出してください。

※上記以外に必要な場合もありますので、窓口にてお尋ねください。

6 入園の承諾について

- (1) 保育園の入園に必要な書類が期限までに提出されない場合は、入園が難しくなります。
必ず、期限を守っていただくようお願いいたします。
- (2) 入園の申し込みが定員を超えた場合は、選考基準による入園となります。
そのため、希望の保育園に入園できない場合や入園を承諾しない場合もあります。
- (3) 当初入園(4月)の認定証・入園承諾書につきましては、その年の2月以降に郵送いたします。
- (4) 年度の途中に入園する児童の認定証・入園承諾書につきましては、原則として、入園する月の前月20日前後に郵送をいたします。
- (5) 当初入園(4月)の保育料の決定通知書につきましては、4月に入ってからの通知となります。
- (6) 保育料の決定通知書につきましては、入園後の通知となります。

※認定こども園は、直接施設へお申込みください。



7 保育園入園後について

(1) 在園期間中

保育園へ在園できる基準を満たしているかを確認するため、年 1 回、世帯の状況を記入する「家庭状況調書」と、家庭で保育ができないことを証明する書類の提出をしていただきます。

また、確認のために、実地調査や電話による調査をする場合があります。

(2) 「保育園入園申込書」や「家庭状況調書」の内容に変更があった場合

すみやかに児童福祉課まで申し出ていただきますようお願いいたします。

次の手続きの際は、印鑑が必要となります。

市内で 転居 した場合	「変更届」を提出してください。
市外へ 転出 する場合	「退園届」を提出してください。
離婚や婚姻等、家庭の状況に変更があった場合	「家庭状況申立書」を提出してください。 ※「変更届」も必要な場合があります。
承諾期間中であるが、家庭で保育が可能となった場合	「退園届」を提出してください。
就労先が変わった場合	「就労等証明書」を提出してください。
家庭外労働で入園しているが、 育児休業 を取得する場合	保育を必要としていないため、退園となりますが、継続して在園していただける場合がありますので市役所までご相談ください。
転園を希望する場合	承諾期間中に、現在入園中の保育園から他の保育園に転園する場合、新規の入園申込と同様の手続きが必要です。

※ その他変更があれば、児童福祉課または保育園までお問い合わせください。



8 定員および開園時間（平成30年4月1日現在）

希望の保育園が定員を超えた場合、他の保育園へ入園していただくこともあります。

また、市外の保育園に入園を希望する場合は、児童福祉課までご相談ください。



<保育所>

	施設名	所在地	電話番号	定員	開所時間	保育標準時間		保育短時間	
						通常利用時間 (11時間利用)	延長保育	通常利用時間 (8時間利用)	延長保育
公立	佐屋中央保育園	北一色町 昭和 113	24-7100	160人	7:30~ 18:30	7:30 ~18:30	—	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~18:30
	佐屋北保育園	日置町 上川田 131	25-7700	95人	7:30~ 18:30	7:30 ~18:30	—	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~18:30
	永和保育園	大野町 未 28	31-3725	150人	7:30~ 18:30	7:30 ~18:30	—	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~18:30
	佐織保育園	諏訪町 池埋 519	25-2346	90人	7:30~ 18:30	7:30 ~18:30	—	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~18:30
私立	市江保育園	西條町 東善太 149	28-5251	270人	7:00~ 19:30	7:00 ~18:00	18:00 ~19:30	8:00 ~16:00	7:00~8:00 16:00~19:30
	美和多保育園	須依町 前田面 157	28-4334	370人	7:00~ 19:00	7:00 ~18:00	18:00~ 19:00	8:00 ~16:00	7:00~8:00 16:00~19:00
	西川端保育園	西川端町 小城 64-4	37-2294	150人	7:00~ 19:00	7:00 ~18:00	18:00~ 19:00	8:00 ~16:00	7:00~8:00 16:00~19:30
	町方保育園	町方町 石塚 38-2	25-6611	35人	7:30~ 19:00	7:30 ~18:30	18:30 ~19:00	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~19:00
	草平保育園	草平町 中切 19	26-1325	120人	7:30~ 19:00	7:30 ~18:30	18:30 ~19:00	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~19:00

<認定こども園>

	施設名	所在地	電話番号	定員	開所時間	保育標準時間		保育短時間		教育標準時間
						通常利用時間 (11時間利用)	延長保育	通常利用時間 (8時間利用)	延長保育	
私立	勝幡 さくら園	勝幡町塩畑 2633-5	28-3714	125人	7:00~ 19:00	7:00 ~18:00	18:00 ~19:00	8:00 ~16:00	7:00~8:00 16:00~19:00	8:30~ 16:00
	白百合 保育園	江西町 街道西 95-4	37-1301	80人	7:30~ 18:30	7:30 ~18:30	—	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~18:30	8:30~ 16:00
	丸島 保育園	二子町 上丸島 92-1	37-0751	40人	7:30~ 18:30	7:30 ~18:30	—	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~18:30	8:30~ 16:00
	立南 保育園 (仮称)	山路町 荒山 59	28-5059	97人	7:30~ 18:30	7:30 ~18:30	—	8:00 ~16:00	7:30~8:00 16:00~18:30	8:30~ 16:00

※認定こども園は、直接施設へお申し込みください。

9 利用者負担額(保育料)について

(1) 利用者負担額の決定

利用者負担額は、世帯の前年度分（平成29年度）、現年度分（平成30年度）の市町村民税額・児童が入所している4月1日現在の年齢と保育時間により決定します。

※住宅取得控除・配当控除等は適用されません。

※市町村民税の申告をしていない場合や不備のある場合、市町村民税額がわかる書類が提出されない場合は、利用者負担額の算定ができないため、**最高額の利用者負担額を納めて頂くことになります。**

※保育料の他に、主食代、教材代等が必要となります。詳しくは各園までお問合せください。

(2) 利用者負担額の切替え

算定のもととなる市町村民税の年度は次のとおりとなります。

4～8月分は前年度（平成29年度）市町村民税額

9～3月分は当年度（平成30年度）市町村民税額 で算定を行います。

※算定年度の切替え（9月分以降の利用者負担額）により階層が変更になる場合は、対象者にお知らせします。

(3) 利用者負担額の変更

以下の場合、利用者負担額が変更になる可能性がありますので書類の提出をお願いいたします。

- ・結婚や離婚等により家族構成に変更がある場合
- ・修正、更正申告により市町村民税額に変更がある場合

市町村民税算定年度の1月1日に愛西市に住民票がなかった方は、市町村民税額がわかる書類（市（町・村）県民税の課税証明書）を提出

※保育料は年度をまたいで変更できませんので、すみやかに提出していただきますようお願い致します。



(4) 保育料引き落としについて

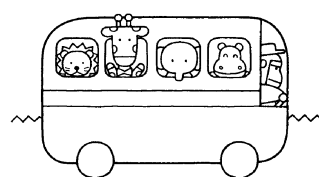
保育料の引き落としが平成29年度末まで20日でしたが、平成30年4月より月末になります。

なお、月末が土曜日・日曜日・祝日及び金融機関休業日の場合は、翌金融機関営業日となります。

利用者負担額表（保育認定（2・3号給付））

（単位＝円）

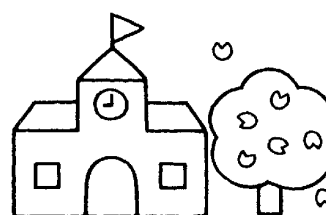
各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)				
階層区分	定 義	保育標準時間		保育短時間		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	1,900	1,300	1,800	1,200	
第3階層	市町村民税の課税世帯であってその所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	7,000	5,200	6,800	5,100
第4階層		97,000円未満	14,400	13,000	14,100	12,700
第5階層		169,000円未満	20,300	17,600	19,900	17,300
第6階層		301,000円未満	30,400	19,800	29,800	19,400
第7階層		397,000円未満	36,200	21,200	35,500	20,800
第8階層		397,000円以上	37,700	22,000	37,000	21,600



利用者負担額表（教育標準時間認定（1号給付））

（単位＝円）

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	3歳以上児	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0	
第3階層	市町村民税の課税世帯であ	77,100円以下	12,700
第4階層	って、その所得割の額の区分が次の区分	211,200円以下	17,100
第5階層	に該当する世帯	211,201円以上	22,300



【利用者負担額の軽減について】

(1) 保育認定(2号・3号認定)は、きょうだい2人以上保育園、認定こども園に同時入園している場合、

教育標準時間認定(1号認定)は、きょうだいが小学3年生以下の場合、

【申請書類不要】

入園児が第2子なら該当階層金額の「半額」、第3子以降なら無料となります。

(2) 幼稚園等に通う兄弟がいる場合【要申請】

すべて保育園、認定こども園に入園しているものとみなし、保育園、認定こども園に在籍する2人目以降の利用者負担額を軽減いたします。

(3) 父子・母子世帯・障害児(者)のいる世帯の場合【要申請】

①A 保育認定(2号、3号認定)は、利用負担額の階層が第1階層から第4-2階層(第4-2階層とは、第4階層のうち所得割額が57,700円~77,100円)

②B 教育標準時間認定(1号認定)は、利用負担額の階層が第1階層から第3階層のうち、父子・母子世帯または在宅障害児(者)(「身体障害者」手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方)「特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者」のいる世帯において、入園児が1子なら該当階層金額の半額、入園児の上に保護者が扶養する兄弟がいる場合、兄弟の年齢に関係なく入園児が第2子以降なら無料となります。

★「在宅障害児(者)のいる世帯」の範囲は入園児童と扶養義務関係のある場合に限りです。

(4) (3)以外の場合【申請書類不要】

①A 保育認定(2号、3号認定)は、利用負担額の階層が第1階層から第4-1階層(第4-1階層とは、第4階層のうち所得割額が48,600円~57,699円)

②B 教育標準時間認定(1号認定)のうち、入園児の上に保護者が扶養する兄弟がいる場合、兄弟の年齢に関係なく入園児が第2子なら該当階層金額の半額、第3子以降なら無料となります。

(5) 保護者が児童を3人以上養育し、かつ3人目以降の3歳未満児が入園している場合【要申請】

①A 保育認定(2号、3号認定)は、利用負担額の階層が第1階層から第4階層に該当する場合は無料、第5、6階層に該当する場合は半額(ただし(1)(2)(3)で半額になっている場合は対象外)、第7、8階層については対象外となります。

②B 教育標準時間認定(1号認定)は、対象外となります。

※ (2)・(3)・(5)の軽減につきましては、毎年申請が必要となります。

毎年の申請をされませんと、軽減の対象になりませんのでご注意ください。

また、対象要件を満たさなくなった場合、翌月からは利用者負担額表どおりとなります。



10 保育園入園申込書記入について

(1) 申込日、保護者住所、氏名、電話番号の記入漏れのないように記入し、押印をしてください。

(2) 年齢は入園日の属する年度の4月1日（入園予定日）現在で記入してください。

(3) 『入園を希望する保育園名』

希望する順位に保育園名を記入し、希望する理由を記入してください。

例1：きょうだいが入園しているため

例2：延長保育を実施しているため

例3：自宅から近いため

(4) 『保育の実施を希望する期間』

保育を必要とする期間を記入してください。

(例) 学校入学までの間で、保育を必要とする期間

(5) 『保育の実施を必要とする理由』

保育園へ入園できる基準（1 ページ参照）のいずれかの場合に限られますので、家庭で保育できない理由を具体的に記入してください。

※「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」という理由では入園できません。

(6) 『入園児童の世帯員』

住民登録上の世帯ではなく、同居（同一敷地内、世帯分離も含む。）の方すべてを記入してください。

(7) 『年齢』

入園日の属する年度の4月1日（入園予定日）現在で記入してください。

(8) 『職業』

常勤・パート・農業・自営・内職等と就業形態を記入してください。

入園児童のきょうだいがいる場合は、幼稚園名や保育園名、小学校名等、通学している施設名を記入して下さい。

(9) 『耕作面積の状況』

世帯員の中に農業を職業としている方がいる場合、必ず記入をしてください。

(10) 裏面は記入しないでください。

